

換地処分に伴う住所等の変更に係る 諸手続きについて

羽島市平方第二土地区画整理事業の換地処分に伴い、その公告があった日の翌日から、施行地区内に居住されている方については、新しい住所に変わります。

住所が変わりますと、それに関連した事項の書き換えまたは手続きが必要となるものがあります。次のとおり変更手続きを取りまとめましたので、該当する事項について所定の手続きを行っていただきますようお願いいたします。

1 組合・市その他行政側で自動的に変更されるもの

No.	項目	内容	摘要
1	土地登記簿	表題部の所在、地番、地目、地積等	・組合が申請し、法務局が職権で書き換えます。
2	建物登記簿	表題部の所在、家屋番号	<u>※ただし、所有者等の住所は本人の申請がないと変わりません。</u>

No.	項目	内容	摘要	担当課（問合せ先）
3	住民基本台帳 （住民票） 印鑑登録原票 （印鑑証明書） 戸籍の附票	住所欄	・市において、新しい住所に書き換えます。 ・市だけで更正できないものは、申出書を提出していただくことがあります。	羽島市役所 市民課 058-392-1111 （内線 2294）
4	戸籍簿	本籍欄	・市において、新しい本籍に書き換えます。 ・市だけで更正できないものは、申出書を提出していただくことがあります。	羽島市役所 市民課 058-392-1111 （内線 2292）
5	学齢簿	住所欄	・市において、新しい住所に書き換えます。	羽島市役所 学校教育課 058-392-1111 （内線 6315）

No.	項目	摘要	担当課（問合せ先）
6	上・下水道の設置場所	市にて修正	羽島市役所 経営課 058-392-1111 （内線 2162）
7	国民健康保険被保険者証	マイナ保険証を登録されている方は資格情報のお知らせ、そうでない方は資格確認書を新たに送付 該当者に新住所のものを新たに送付	羽島市役所 保険年金課 058-392-1111 （内線 2262）
8	国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証		
9	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証		
10	国民健康保険特定疾病療養受療証		
11	後期高齢者医療被保険者証	該当者に新住所の資格確認書を新たに送付	羽島市役所 保険年金課 058-392-1111 （内線 2267）
12	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証		
13	後期高齢者医療特定疾病療養受療証	該当者に新住所のものを新たに送付	
14	こども福祉医療費受給者証		
15	母子家庭等福祉医療費受給者証		
16	重度福祉医療費受給者証		
17	養育医療券		
18	児童扶養手当証書	羽島市役所 子育て・健幸課 058-392-1111 （内線 2525）	
19	特別障害者手当関係	市にて修正	羽島市役所 福祉課 058-392-1111 （内線 2512）
20	障害児福祉手当関係		
21	重度心身障害児童福祉手当関係		
22	介護保険被保険者証	該当者に新住所のものを新たに送付	羽島市役所 高齢福祉課 058-392-1111 （内線 2554・2556）
23	介護保険負担割合証		
24	介護保険負担限度額認定証		
25	農地台帳	住所欄 所在地 農業委員会にて修正	羽島市農業委員会事務局 058-392-1111 （内線 2632）

2 ご自分で住所等の変更に係る手続きをしていただく主なもの

※手続きの際は問合せ先に確認のうえ行ってください。

No.	項目	対象者	申請・届出先	必要書類等	提出期限	問合せ先
1	自動車運転免許証 (住所の変更)	お持ちの方	岐阜羽島警察署	①運転免許証 ②証明書(羽島市役所市民課で発行するもの)	変更後、速やかに	岐阜羽島警察署 交通課 058-387-0110 ※詳細はお問い合わせ下さい。 ※交番では対応できません。
2	自動車運転免許証 (区画整理に係る本籍の変更)					
3	個人番号カード (マイナンバーカード)	お持ちの方	羽島市役所	①個人番号カード(要暗証番号、表面追記欄の余白がない場合はカードの再申請が必要です。)	変更後、速やかに	羽島市役所 市民課 058-392-1111 (内線 2293) ※代理でのお手続きについてはお問い合わせください。
4	住民基本台帳カード(写真有り)			①住民基本台帳カード(要暗証番号)		
5	住民基本台帳カード(写真無し)	※手続きは必要ありません。				
6	在留カードまたは特別永住者証明書	お持ちの方	羽島市役所	①在留カードまたは特別永住者証明書	変更後、速やかに	
7	パスポート		・最終ページの「所持人記入欄」の現住所をご自身で訂正してください。(ただし、修正液等は使わないでください。また、他のページに書き込みをするとパスポートが無効となります。ご注意ください。)			
8	身体障害者手帳	お持ちの方 (家族可)	羽島市役所	①手帳	変更後、速やかに	羽島市役所 福祉課 058-392-1111 (内線 2512)
9	療育手帳			①受給者証		
10	自立支援医療受給者証(精神通院更生医療)					

No.	項目	対象者	申請・届出先	必要書類等	提出期限	問合せ先
1 1	自立支援医療受給者証（育成医療）	お持ちの方 （家族可）	羽島市役所	①受給者証	変更後、 速やかに	羽島市役所 福祉課 058-392-1111 （内線 2512）
1 2	自立支援医療受給者証（更生医療）					
1 3	地域生活支援事業サービス受給者証					
1 4	精神障害者保健福祉手帳			①手帳		
1 5	障害福祉サービス受給者証			①受給者証		
1 6	特別児童扶養手当証書			①手当証書 ②印鑑		
1 7	自動車検査証（車検証）	所有者または使用者	中部運輸局 岐阜運輸支局	①自動車検査証記入申請書 （書類は、運輸支局にあります） ②自動車税（環境性能割・種別割）申告書（書類は、自動車税事務所にあります） ③車検証 ④証明書（羽島市役所市民課で発行するもの） （※手数料無料）	変更後、 速やかに	中部運輸局 岐阜運輸支局 050-5540-2053 サービスコード 037

No.	項目	対象者	申請・届出先	必要書類等	提出期限	問合せ先
18	軽自動車 自動車検査証 (車検証)	軽自動車の 所有者または 使用者	軽自動車検査 協会 岐阜事務所	①自動車検査 証記入申請書 (書類は、検査 協会にあります) ②軽自動車税 申告書(書類 は、検査協会に あります) ③車検証 ④証明書(羽島 市役所市民課 で発行するもの) (※手数料無料)	特になし	軽自動車検査 協会 岐阜事務所 050-3816-1775 ホームページ QRコード 
19	土地・建物等不 動産の所有者の 住所変更登記	区域内に住 んでいる方で土地・建 物の登記簿 上の所有者	土地・建物等 の所在地を管 轄する法務局	①登記申請書 ②証明書(羽島 市役所市民課 で発行するもの) ※証明書を添 付すれば、登録 免許税は無料。	区画整理登 記完了後 か ら、必要が 生じたとき (売買、贈 与、抵当権 設定・抹消 等)	土地・建物等の 所在地を管轄 する法務局 (参考) 岐阜地方 法務局 058-245-3181 ※手続きにつ いては、 換地処 分の公告後で はなく、区画整 理登記完了後 に行ってください。
20	抵当権などの住 所変更登記	土地・建物 登記簿に抵 当権、地上 権、賃借権、 仮登記など の権利者として登記し ている方				
21	食品営業許可証	事業主	保健所	①営業許可証 ②印鑑 ③変更証明書	変更後、 速やかに	管轄する 法務局
22	法人の所在地	事業主	許認可庁	①法人等の設 立報告書 ②印鑑	変更後、 速やかに	許認可庁

No.	項目	対象者	申請・届出先	必要書類等	提出期限	問合せ先
23	会社などの法人の本店、支店及び代表者等の住所変更登記	換地処分された結果、それらに変更を生じた会社・法人の代表者	本店（主たる事務所）の所在地を管轄する法務局	①登記申請書 ②会社・法人の代表者印 ③証明書（羽島市役所で発行するもの） ※証明書を添付すれば、登録免許税は無料。	法定期間内に申請してください。 本店所在地（変更後2週間以内）	本店の所在地を管轄する法務局 （参考） 岐阜地方法務局 058-245-3181
24	料理飲食等消費税特別徴収義務者登録	事業主	都道府県税務担当課（税務事務所）	①登録書 ②印鑑 ③変更証明書	変更後、速やかに	岐阜県税事務所 058-214-6873
25	労働保険	事業主	労働基準監督署	①名称、所在地等変更届	変更後、速やかに	岐阜県労働基準監督署 058-247-2370 ※手続きについては、お問い合わせのうえ行って下さい。
26	労災年金（傷害・障害・遺族）	年金を受給している方		①年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名変更届		
27	年金	国民年金・厚生年金受給者	※手続きは必要ありません。			
28		共済年金受給者	各共済組合	各共済組合にお問い合わせください。		
29		厚生年金・共済組合加入者及びその配偶者	勤務先	勤務先にご連絡ください。		
30		国民年金第1号被保険者	※手続きは必要ありません。			

※上記以外にもご自分で手続きを必要とする事項がありますので、それぞれの関係機関などにご確認ください。

3 注意事項

(1) 証明書の発行について

- ・住所変更等の手続きに必要な証明書については、羽島市役所市民課（TEL：058-392-1111 内線：2293）にて、換地処分の公告があった日の翌日から1年間無料交付いたします。
- ・「土地新旧地番証明書」（申請書の提出が必要）「法人住所証明書」（申請書及び法人の所在地が分かる書類（登記事項証明書の写しなど）の提出が必要）は、羽島市役所都市計画課（TEL：058-392-1111 内線：2143）にて交付いたします。

(2) 各種申請・手続き等のお問い合わせなど

- ・各種申請・手続きのお問い合わせは、各担当課・取扱機関へお願いします。

(3) その他

- ・上記以外の免許証、各種民間保険、健康保険証、許認可証、預金通帳、クレジットカードなどお持ちの場合は、それぞれの関係機関等にお問い合わせください。
- ・勤務先、学校（市内校を除く）、電気事業者、ガス事業者、電話事業者などへもご連絡をお願いいたします。
- ・保育園、幼稚園、こども園、認可外保育園等に通園している方は各施設へご連絡をお願いいたします。